

「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」に対し提出された意見と総務省の考え方
北海道における地上デジタルテレビジョン放送の受信環境改善
【意見募集期間:平成 26 年1月 30 日(木)～平成 26 年2月 28 日(金)】

No	提出された意見	総務省の考え方
1	<p>基幹放送用周波数使用計画の一部変更案に対する意見 (浜頓別を送信場所とする中継局の周波数変更に係る意見)</p> <p>意見募集のあった「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」について、テレビ北海道は賛成の意見を提出します。</p> <p>理由</p> <p>現在、羽幌町、苫前町、札幌市や小樽市に及ぶ広範囲で礼文中継局からの異常伝搬による季節的な受信障害が発生しています。この障害の対策手段としては対策範囲が広いことからチャンネル変更による混信回避が最善の対策であり、これにより安定的かつ良好な受信環境を確保できると考えます。受信障害が発生しないチャンネルに変更するためには、基幹放送周波数使用計画の浜頓別局のチャンネル変更が条件であり、変更に伴う新たな混信、難視の発生は無いことも確認できています。</p> <p>このことから、放送用周波数使用計画の一部変更案について、礼文局に起因する受信障害改善のため大変有益であると考えますので、総務省案に賛成するとともに、同変更の実現を要望します。</p> <p align="right">【株式会社テレビ北海道】</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>

2	<p>「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」のうち、「第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等」の「3 基幹放送事業者の放送」の「(2) 総合放送（県域放送）」 浜頓別中継局について、北海道テレビ放送は賛成の意見を提出します。</p> <p>理由： 現在、北海道の日本海側の複数の地域で、季節的な異常伝搬により礼文中継局からの受信障害が発生しています。この障害に対する最善の対策は礼文中継局のチャンネル変更です。礼文中継局のチャンネル変更をするためには、移行先のチャンネルと同じチャンネルである浜頓別局のチャンネルを変更する必要があります。なお、浜頓別局のチャンネル変更に伴う新たな混信、難視は発生しないことも確認済みです。</p> <p>このことから、放送用周波数使用計画の一部変更案について、礼文局に起因する受信障害改善のため大変有益であると考えますので、総務省案に賛成するとともに、実現を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【北海道テレビ放送株式会社】</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>
3	<p>意見募集のあった「基幹放送用周波数使用計画の一部変更案」のうち、「第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等」の「3 基幹放送事業者の放送」の「(2) 総合放送（県域放送）」 浜頓別中継局について、札幌テレビ放送は賛成の意見を提出します。</p> <p>理由 現在、羽幌町、苫前町、札幌市や小樽市に及ぶ広範囲で礼文中継局からの異常伝搬による季節的な受信障害が発生しています。この障害の対策手段としては対策範囲が広いことからチャンネル変更による混信回避が最善の対策であり、これにより安定的かつ良好な受信環境を確保できると考えます。受信障害が発生しな</p>	<p>本改正案に賛成するご意見として承ります。</p>

	<p>いチャンネルに変更するためには、基幹放送周波数使用計画の浜頓別局のチャンネル変更が条件であり、変更に伴う新たな混信、難視の発生は無いことも確認できています。</p> <p>このことから、放送用周波数使用計画の一部変更案について、礼文局に起因する受信障害改善のため大変有益であると考えますので、総務省案に賛成するとともに、同変更の実現を要望します。</p> <p style="text-align: right;">【札幌テレビ放送株式会社】</p>	
4	<p>基幹放送用周波数使用計画 第5 テレビジョン放送（地上系）を行う基幹放送局に使用させることができる周波数等 3 基幹放送事業者の放送 （2） 総合放送（県域放送） 中継局 放送対象地域 北海道 送信場所 根室 周波数（チャンネル番号） 27、35、38、40、44 空中線電力 0.05kW</p> <p>平成24年度に、地上テレビジョン放送のデジタル化に伴う空き周波数（53CHから62CHの10CH）は、近年の移動通信用周波数の逼迫対策のため、この利用帯域に割り当てられたところではありますが、最近の総務省の情報通信統計データベースによれば、過去3年間において、移動通信事業者6社の移動通信のトラフィック量は年間1.7倍の伸び率を示しており、更なる移動通信用周波数の確保等の逼迫対策が必要です。この逼迫対策のためには、既存の放送用周波数の縮小も例外ではないと考えます。</p>	<p>いただいたご意見は、今回の意見募集における改正内容とは直接関係ないものと承知しておりますが、ご意見については、今後の参考意見として承ります。</p>

地上テレビジョン放送（470～710MHz）は、限られた周波数を有効活用できるデジタル放送の利点を最大限活かし、近い将来に当該放送帯域を更に圧縮して52CHから42CH以下に再リパック可能となるように、空いた10CH分の周波数を移動通信用周波数へ割り当てる等、周波数の有効利用を行うべきであると考えます。この将来に向けて、まずは、43CHから52CHまでを未使用とするべきであり、具体的には、今回の意見対象である、根室のテレビジョン放送中継局の44CHについて、以下の周辺地域の放送チャンネルの利用状況を踏まえ、36、31、29、26、25、19、17、15CHのいずれかのチャンネルに割り当てるべきと考えます。

周辺中継局の割当てチャンネル

- ・ 根室花咲：16、14、20、18、22、24
- ・ 中標津：32、47、28、30、34、37
- ・ 中標津西町：33、41、45、49、39、43
- ・ 霧多布：42、13、20、21、22、23

【ソフトバンクモバイル株式会社】
【ソフトバンクテレコム株式会社】
【ソフトバンクBB株式会社】